

令和5年度第6回

立川市介護保険運営協議会会議録

令和6年2月6日（火）

立川市福祉保健部介護保険課

■ 日 時：令和6年2月6日（火曜日）午後4時00分～4時50分

■ 場 所：立川市役所2階 208・209会議室（オンライン開催）

■ 出席者：（敬称略）〔 ◎会長、○副会長 〕

◎	日本社会事業大学 教授	下垣 光
○	りは職人でい	南雲 健吾
	弁護士	岡垣 豊
	社会福祉法人立川市社会福祉協議会	山本 繁樹
	敬愛ホーム	深澤 英輝
	老援団幸町居宅介護支援事業所	峰岸 康一
	立川訪問看護ステーションわかば	尾崎 多介代
	公募市民（第1号被保険者）	西村 徳雄
	公募市民（第1号被保険者）	三浦 康浩
	公募市民（第2号被保険者）	石川 恭子
	公募市民（第2号被保険者）	宮本 直樹
	公募市民（第2号被保険者）	吉田 愛

欠席者：

東京税理士会立川支部	有馬 達也
一般社団法人立川市医師会 副会長	富上 雅好
立川市民生委員・児童委員協議会 副会長	河野 はるみ
東京都多摩立川保健所	橋本 雅美
公募市民（第1号被保険者）	齊藤 千枝子

[ 職員 ]

保健医療担当部長	浅見 知明
介護保険課長	高木 健一
介護保険課介護給付係長	大川 幸紀
介護保険課事業者係長	脇門 淳
介護保険課介護保険料係長	久保島 力
介護保険課介護認定係長	名越 康行
介護給付係	稲福 秀哉
高齢福祉課長	村上 満生
高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	丸山 清孝

[ 委託事業者 ]

株式会社グリーンエコ	近藤 雅彦
------------	-------

■ 傍聴者： 1名

## 午後4時00分 開会

○会長 それでは、令和5年度第6回立川市介護保険運営協議会を開催する。

まず初めに事務局からお願いします。

○介護保険課介護給付係長

(配布資料の確認)

事前に送付した資料1に関しては、さらに一部修正があったので、本日のメールで送付している。修正点等については、画面共有しながら説明していきたいと思うので、よろしくお願いします。

また、本日の流れであるが、今まで皆様に御協議いただいた立川市高齢者福祉介護計画の答申を、下垣会長から酒井市長へ提出いただくことになる。本日、市長は公務の関係上、16時半位に到着する予定となっているので、一旦は次第のとおり、先に事務局からの報告事項を行い、市長が到着したら一旦報告事項を中断し、答申を提出いただきたいと思います。その後、市長から皆様に挨拶をするが、またその後、次の公務があるので退室する。その後、引き続き報告事項等を進めていければと思っている。

○会長 それでは、次第に従い進める。

報告事項(1) 素案から答申への主な変更内容について、事務局から説明をお願いします。

### 【1. 報告(1) 素案から答申への主な変更内容について】

○介護保険課介護給付係長 まず、資料1を御覧いただきたい。

立川市高齢者福祉介護計画について、今まで委員の皆様にご審議をいただき、パブリックコメントを行い、その後また一部修正があったものをまとめたもので、素案から答申への主な変更・修正点の内容となっている。1、2、3は白抜きで、4、5がグレーになっているのは、グレー部分が12月から1月にかけて行ったパブリックコメントにより変更した部分である。

基本的には、その他の部分を含め文言の整理や新年度予算内示が出たことから表現を変えた部分、また、今後検討する見込みであることから、表現を変えたようなものとなっている。

皆様に事前に送付したものと一部変更があるので、画面で表示し、項目の13番の修正点について説明するので、よろしくお願いします。

○高齢福祉課長 1点修正の報告をさせていただきます。

3ページの13番の一番下、「交通弱者に対する移動支援については」、というところであるが、「民間主体による」という文言を削除し、修正となる。ぎりぎりで申し訳ないが、よろしくお願いします。

○介護保険課介護給付係長 赤い部分が皆様にお送りしたものと変更している部分で、さらに皆様に送付したものからの変更点が、先ほど高齢福祉課長が申し上げたところで、追加で修正する部分である。

○高齢福祉課長 90ページ「移動しやすい環境整備の推進」について、説明を削除したことで、これについての内容はどこかに記載されているかという質問があった。令和6～8年度の方針・目標で、バリアフリーに関する道路整備のこれからの方向性について「立川市のまちづくりの見直しなどの検討を行います」というその後に、移動支援のことについて書かれていたが、ここについてはこの場所自体が環境整備ということで、道路の段差解消の施策の内容になり、また移動支援についてはこの1つの施策の枠組みの中で対応するには少し難しい面があったので、それを75ページの基本目標1の本計画の方針、7番目にその交通弱者に対する移動支援のところに、交通弱者に対する移動支援については「市内関係部署と連携しながら情報収集を行い」という場所があるが、そこに集約して記載し、計画全体の

中で検討を庁内関係部署と連携協議をしていくという内容に修正している。

そういった整理を行った内容をこの表に記載しているの、ご覧いただければと思う。

- 会長 それでは、次に報告事項（2）令和6年度介護納付金の算定について、及び（3）令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果と令和5年度の本市の対応状況等について、併せて事務局から説明をお願いする。

### 【1. 報告（2）令和6年度 介護納付金の算定について】

- 介護保険課長 資料2の2ページを御覧いただきたい。

介護納付金については、40歳から64歳までの第2号被保険者の方が納める介護保険料になる。

40歳から64歳が負担する2号保険料について、介護保険関係法令に基づき計算される納付金額を基に、医療保険者が介護保険料として徴収し、納付金として一括して納付するものであるため、その透明性を確保する観点から、毎年納付金額決定後の介護保険部会等で厚生労働省から報告することが適当であるということで、厚生労働省から本年1月17日に開催された社会保障審議会の介護保険部会に報告された資料を皆様にお示しをしている。介護納付金の仕組みであるが、40歳から64歳の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金に納付を行う。納付金は概算により納付し、2年後に精算する仕組みとなっている。この仕組みについては、こちらに記載のとおりであり、2号被保険者の方は、給付費の27%を負担するということである。

3ページと4ページは、それぞれ算定にかかる諸係数が出ており、説明は省略させていただく。

5ページは、令和4年度が確定し、第2号保険料が5,825円ということになる。令和5年度は見込額として6,216円、令和6年度は見込額として6,276円ということである。

介護保険制度が始まった平成12年度は2,075円で、令和6年度の6,276円は、制度開始当初の3倍を上回っている状況となっており、これは高齢化によりサービスの利用が増え、介護費用が膨らんだことが影響している。

この第2号被保険者の方の保険料であるが、金額は企業や公費による負担分が含まれており、例えば会社員は労使で折半をするということで、給料が高くなれば保険料も増えるという仕組みになっている。

### 【1. 報告（3）令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果と令和5年度の本市の対応状況等について】

- 介護保険課長 続いて、資料3を御覧いただきたい。こちらと同じ介護保険部会の資料で、令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果である。

1ページ、国は法律に基づいて、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を、平成19年度より毎年度実施している。

令和4年度の調査結果によると、「養介護施設従事者等による虐待」は、相談・通報件数が2,795件、虐待判断件数が856件で、いずれも過去最多で2年連続して増加しており、「養護者による虐待」は、相談・通報件数が3万8,291件、虐待判断件数が1万6,669件で、相談・通報件数は過去最多で10年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向ということである。

下の表であるが、養介護施設従事者等による虐待と、養護者による虐待があり、まず、養介護施設従事者等による虐待について、相談・通報者としては、当該施設職員からの通報が一番多い。虐待の種別については、身体的虐待や心理的虐待が多く、虐待の発生要因としては、教育・知識・介護技術等に関する問題や、職員のストレスや感情コントロールの問題等が挙げられている。虐待等による死亡事例は8件・8人発生をしており、主な施設としては、特別養護老人ホームが32%、有料老人ホームが25.8%と続いている。

養護者による虐待では、通報者は警察が34%、虐待の種別は、身体的虐待が65.3%。虐待の発生要因としては、被虐待者の認知症の症状、虐待者側の介護疲れ・介護ストレス等が高いポイントで挙げられている。虐待による死亡事例は32件・32人、主な虐待者の続柄としては、息子が39%となっている。

続いて、令和5年度の本市の対応状況について、事業者係長から説明申し上げる。

○介護保険課事業者係長 令和5年度の状況について説明させていただく。

令和6年1月末現在の数値であるが、通報が10件、そのうち虐待の認定をしたのが2件である。2件とも施設の種別で、特定施設入居者生活介護、有料老人ホームでの2件となっており、虐待の種別であるが、2件とも介護・世話の放棄であった。

○介護保険課長 本日メールで送付した答申の冊子であるが、144ページに、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止」という施策があり、現状の中で令和3年度と令和4年度の件数が出ている。令和3年度は、通報があったが、認定した件数は0件で、令和4年度は、認定が3件という状況である。

○A委員 虐待対応の調査結果の概要について、全国調査と立川市独自の状況があるかと思うが、特定施設入居者生活介護の有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅等について、1回でも、もしくは隔年でも良いので虐待防止についての研修や周知、また、そういった施設の虐待防止委員会等の取組の確認が必要である。特に介護保険の特養や老健と比較してなかなか実態がない、見えづらいという面があるので、そういう取組が必要ではないかと思った。

あと、養護者による虐待については、介護支援専門員からの通報が多いので、介護支援専門員との連携がとても重要だと感じた。

それと、被虐待者の認知症の症状、または介護ストレス等が要因ということが見えているので、認知症や介護について学ぶ機会を地域全体で多くしていく必要があると改めて見えてきているかと思う。これは防止も重要だが、予防がとても重要なので、虐待予防の取組がますます重要になっていると感じた。

また、息子と夫による虐待は数が多いので、男性介護者に対する情報の周知や予防・ケアの取組を、各専門機関や地域の皆様と連携して取り組んでいく必要があると改めて感じた。

○B委員 虐待防止に関しては、市の方も来ていただいているが、立川市の通所事業所連絡会で研修会を企画し、事業所の中での虐待のことや、家庭での家族による虐待、これを分けて考えなければならないので、その辺りをしっかり学び直そうということで、今年度、連絡会の中で研修会を企画し運営している。ここにも市の方に参加していただき、様々な御意見をいただいたので、お礼を申し上げます。

○介護保険課介護給付係長 それでは、市長が到着したので、一旦協議を中断し、答申の提出に移りたいと思う。

## 【2. 答申（1）

## 第9次立川市高齢者福祉計画及び第9期立川市介護保険事業計画の策定について（答申）】

○会長 立川市長、酒井大史殿。

立川市介護保険運営協議会会長、下垣光。

第9次立川市高齢者福祉計画及び第9期立川市介護保険事業計画の策定について答申を行う。

令和5年4月22日付、立福介第307号により、貴職から諮問のあった標記のことについて、結論を取りまとめたので、別添のとおり答申を行う。

○市長 協議会の会長の下垣先生をはじめとして、オンラインで御参加の諸先生方には、この高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の策定に大変御尽力をいただき、感謝申し上げます。

大変長期間にわたり御議論をいただいたと伺っている。

私も昨年の9月に市長に就任したばかりであるが、以前には訪問介護の事業所の経営を営んでいた関係で、今の介護保険の制度を支えていくためには、当然介護給付費等の財源の問題、それに見合った介護保険料をどうするのかということと、あと施設に関しても、訪問・在宅に関しても、介護の供給体制をどのように実施していくのかという部分について、大変大きな課題があるということは十二分に認識をしている。

今回まとめをいただいた介護保険並びに高齢者の福祉の計画について、しっかりと立川市の中でも事業の中に落とし込み、先生方に御答申をいただいた内容を踏まえて、立川市の高齢者がまずは介護状態にならないように、その介護が必要になる、要介護認定をされる時期を1日でも先に延ばしていけるような0次予防に真剣に取り組んでいくとともに、介護状態に至ったときにもしっかりとした介護体制が供給されるような土壌をつくっていくという部分にも注力をしていきたいと思う。

ぜひとも今後も様々な観点から御専門の知見をお貸しいただければと思います、心から感謝を申し上げます。

○会長 次に、報告事項（4）地域密着型サービス事業所等の開設・廃止について、事務局から説明をお願いします。

### 【1. 報告（4）地域密着型サービス事業所等の開設・廃止について】

○介護保険課事業者係長 資料5を御覧いただきたい。

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について、昨年の10月以降に開設・廃止した状況があり、新たに開設した事業所が、居宅介護支援事業所の1事業所で、事業所名、ケアプランセンターこたつ、開設時期は令和6年1月1日である。

地域密着型サービス事業所の開設及び地域密着型サービス事業所の廃止、居宅介護支援事業所の廃止はない。

○会長 次に、報告事項の（5）市民説明会の開催について、事務局から説明をお願いします。

### 【1. 報告（5）市民説明会の開催について】

○介護保険課介護給付係長 資料6、市民説明会の開催について説明する。

高齢者福祉介護計画を3年に1度策定するタイミングで介護保険制度も改正されているので、令和6年4月以降の介護保険制度の改正や市の高齢者施策の内容等について、市民の皆様には説明する説明

会を市内の3か所で開催する予定である。2月17日土曜日午後2時から西砂学習館第1教室、2月20日火曜日午後2時からたましんRISURUホール第1会議室、5階のところで、2月25日日曜日午前10時から市役所208・209会議室で、市民の皆様を対象とした説明会を行う予定である。

1月25日の広報には掲載しているが、併せて市のホームページや連絡所、女性総合センター、本庁舎窓口等にポスターを掲示し、LINEやX（旧ツイッター）にてお知らせする準備を進めている。資料の裏面は、こういったチラシを作成し、パブリックコメントを実施した場所に配布をして掲示してもらい、少しでも多くの方に来ていただいて、「高齢者福祉介護計画って何だろうな」だとか、「介護保険制度でどういったことが変わるのかな」だとか、そういったことに興味を持っていただいて説明会に来ていただければと考えている。

○C委員 説明会が3回予定されているということだが、大体どれぐらいの方の参加を見込んでいるのか。

また、私は2000年の介護保険がスタートしたときから、母親が風呂場の手すりをつけるのを補助していただいたりだとか、ヘルパーに週1度来ていただくだとか、段階を追って歴史をたどりながら介護保険に接してきたが、これから介護保険を利用するという方が、どのようにその情報を入手するか、あるいはその接点を持つかということが結構大変なことではないかと察している。そうした場合に、折角の介護保険であるので、それを使わなければならない方々にどのようにその情報を届けるのか、あるいはどのように窓口を訪ねていけば良いのかだとか、そういうことを考えたときに、単純にこの3回だけでというわけには当然いかないし、様々な手段を講じて広報的な活動はされる予定だとは思いますが、その浸透度合いや到達度合いだとか、目標値があるのかお伺いしたい。

○介護保険課介護給付係長 説明会に関して、前回の3年前は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になってしまったので、具体的に何十人とか何人とかという見込みは立っていない状態である。

会場は大体30~40人位は普通に入れるキャパシティ、容量は持っている。

それで、その説明会でもどういうことをやっているのか分からなかったり、いつ行けば良いのか分からないということがあると思っていたので、とりあえずまずは周知からで、ホームページやLINE、ツイッター等で周知しようと考えており、できる限りお知らせをするという形で説明会を実施しようと思っている。

また、C委員の意見のとおり、ふだん介護等に関わったことがなく介護保険制度というものが全然分からないような方にどういった形で知っていただくかという方法であるが、現在予定しているのは、3年に1度の制度改正時に、介護保険制度と高齢者のサービスのしおりを、市内の65歳以上の方がいる世帯に1部ずつ郵便でお送りしている。要介護・要支援認定者が約9,000人で、高齢者の人口が約4万5,000人、立川市内で65歳以上の方が含まれる世帯が現在約3万4千位で、その約3万4,000世帯に1冊ずつ、まずはしおりを送付し、そちらを御覧いただく事業を進めている。結構な数を送付するので、分かる方もいらっしゃるし、よく分からないとおっしゃる方もいらっしゃると思うが、まずはそういった形でお知らせをするようなことを考えている。

制度の案内についてはいきいきたちかわ出前講座でお知らせしたりすることもあるが、あとは、地域の方の困り事等の相談に対応する地域包括支援センター等に問い合わせをしたり、市に問い合わせがあれば、お近くの地域包括支援センターやケアマネジャーの事業所等を案内したりだとかということを考えているところである。

○高齢福祉課在宅支援係長 今回、計画を周知するパブリックコメントを多く集めるために、市長にも参加していただき、15分程度のYouTubeの動画を作成したところである。

委員の皆様方にも拝聴いただいたと思うが、15分で立川市の次の9期計画のことが非常に分かるということに触れ込み、市の職員、地域包括支援センターの職員が「一度はYouTube見てください」ということでお伝えをしているところである。おかげさまで450回を超える視聴があり、ほかの計画と競っているところもあるので、今後も委員の皆様方からもYouTubeの視聴のお声がけをいただくとありがたいと思っているので、よろしく願います。

○高齢福祉課介護予防推進係長 補足として、ふだんの事業の中でも介護保険制度の周知は講座等で行っている。

あと、地域の方からの依頼に基づき、出前講座や認知症サポーター養成講座の中でも介護保険の制度につながる説明等も行っている。

また、計画のパブリックコメントの意見の中にもあったが、地域づくりという観点からも地域福祉コーディネーターが地域での懇談会・集まりだとか、あとは依頼に基づいて介護保険制度についてのさわりの部分の話等もしていただいている場面もあるので、市民の方にこちらから何か大きい説明会を仕掛けるというよりは、ふだんの市民の方の生活の中で御希望があった際には、それに答えるニーズから周知しているという形で進めている。

○介護保険課介護給付係長 皆様も御存じのとおり、何かのお知らせをすれば万全というのではないというのは理解しているので、いろいろな方法を考えながら、いろいろなことを実施し、進めていきたいと思っており、また、委員の皆様もいろいろところで御意見をもらうことがあると思うので、そういったときに御意見を伺えれば、できる限り前向きにいろいろなことを考えていきたいと思っているので、よろしく願います。

○C委員 高齢者世帯に向けたしおりというのはとても良い取組だと思うが、それが一方通行にならないように、例えばアンケートや感想だとかで困っていることだとか、そのようなものを双方向で吸収する仕組みを、簡単なことではないが、できれば良いという感想を持った。

○会長 これはパブリックコメントと同じで、在勤の人でも説明会に参加できるのか。

○介護保険課介護給付係長 お見込みのとおりである。

○会長 パブリックコメントと同じで、委員の皆様周辺のこの件も拡散していただき、説明会の実施を広めていただいて構わないかと思う。専門職の方にも関連する計画でもあるので、御参加いただければと思う。また、方法についてはぜひ皆様の御意見を吸い上げる形で次年度以降いろいろな形で仕掛けていく必要があるだろうなと思っている。

理想で言うと、AIチャットのようなものも整えることができたりすると、簡単な質問にいろいろと答えてくれる。何かそういう仕組みもできたら良いと思っている。

以上で本日予定した議事は全て終了した。

それでは次に、事務局からその他、連絡事項等をお願いする。

### 【3. その他（1）事務局からの連絡等】

○高齢福祉課介護予防推進係長 当日の追加議題となり申し訳ないが、直近で決まった事例があり、追加で報告させていただく。



認知症サポーターキャラバンについて、令和5年度表彰式・報告会の立川市の受賞について報告させていただきます。

全国の認知症に関する取組の最新情報を共有するために、毎年全国キャラバンメイト連絡協議会では、認知症サポーターキャラバン表彰式・報告会を開催している。

今回認知症サポーター優良活動事例に23件の応募があり、選考委員会にて選考を行った結果、認知症サポーターの活動事例として立川市の事例が優秀賞に選ばれたので報告する。

内容について、事例としては、立川市内の全小学校の4年生を対象に、認知症サポーター養成講座を実施しているのは、委員の皆様も既に御存じのことと思う。また、実際の認知症サポーター養成講座では、主に大人の方向けの認知症サポーターステップアップ修了生にも御協力いただき、高齢者視点で生活のことや認知症の方への対応として、小学校の認知症サポーター養成講座の中でロールプレイングの中で認知症高齢者役として参加していただいている。

事例については以前、協議会でも報告させていただいているが、令和4年度に認知症サポーター養成講座を受講した小学校児童5名が、道に迷っていた認知症高齢者に声をかけ、地域包括支援センターの職員につながり、無事に帰宅できたという事例があった。

その際、児童にお礼を伝えたところ、「僕たち認知症サポーターだから」と誇らしげに話してくださったエピソードを紹介していた。

そのエピソードを受けて児童5名に対し先日市長より感謝状を贈呈した経過がある。

これらの活動について応募をしたところ、優秀賞に選ばれ、表彰式が令和6年2月17日で、先ほどの、西砂学習館の説明会と日程が重なっているが、千代田区の砂防会館で事例発表を行う。説明については、本市行政職員が現地に行き、事例の報告をすることになっている。

今後こういった活動を通じ、多くの方に認知症に対する理解を深めていただくよう、引き続き努力していきたい。

○介護保険課介護給付係長 次に、介護保険課から今後のスケジュールについて説明を行う。

資料7、令和6年度の介護保険運営協議会の開催スケジュールについては、年に4回開催し、地域密着型サービス調査検討会を3回程度開催する予定である。

計画策定等調査検討会は令和6年度には開催予定がない。大まかな予定としては、資料7のとおりで、運営協議会は5月が1回目で、次が9月、3回目が11月、4回目が令和7年の2月の予定である。

地域密着型サービス調査検討会は、9月位から3回程度行う予定で見込んでいるので、今後改めて日程調整等をお願いすることになると思うが、電子メール等でやり取りすることが多いと思うので、よろしく願う。

○会長 それでは以上をもって、令和5年度第6回介護保険運営協議会を終了する。

皆様、今年度1年間御協議いただき、感謝申し上げます。

午後4時50分 閉会